

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號一第 卷九第

行發日一月七年八正大

庭園都市に就いて……………法學博士 田島 錦治

支那投資の國際的共同……………法學博士 戸田 海市

住居税と公平負擔……………法學博士 神戶 正雄

社會政策より觀たる我國の財政……………法學博士 小川郷太郎

人糞尿の國益……………法學博士 財部 靜治

マルクスの唯物史觀に謂生産の意義……………法學博士 河上 肇

植民地の勞働政策……………法學博士 山本美越乃

ベンチーの組合社會主義論……………法學博士 河田 嗣郎

明治の米價調節……………法學士 本庄榮治郎

海運と國民經濟……………法學士 小島昌太郎

最近の出産率減少に就いて……………文學士 高田 保馬

支那投資の國際的共通

戸田海市

一 資本の國際的移動

目下我國と英米佛の三大國との間に於て支那に於ける投資起業に關する協議が進行しつゝあるが此協議は事實に於て支那の外資輸入の國際的原則を決定するものであり、従つて此協議の内容の如何は支那の運命に大關係を有すると同時に、我國に對しても深甚の影響を及ぼすものである。支那に對する投資と支那の經濟的保全とに付き予輩は戰爭以來再三本誌に於て之を論じたが、愈本問題が具體的とならんとしつゝある今日に於て更に予輩の主張を繰返して論ずることは無益の業であるまい。而して本問題を論ずるには先づ資本の國際的移動の今後に於ける一般的形勢を觀察することを便利とする

資本も一般商品と同しく餘りある國より足らざる國に向つて移動する。戦前に於て年々英國か二十億内外、佛獨か各十億内外の資本を外國に輸出投下することは、恰も此等の國か年々鐵材織物機械等の商品の略は一定量を輸出することゝ同じく、其國の經濟界の平調を保つに必要と見做さ

れて居た。最も商品と異つて資本は一般的購買力の形に於て取扱はるゝものであるから、各國に於て商品の輸入と略は同量の輸出とか同時に行はるゝか如くに、資本の輸出と輸入とか同時に行はれる場合はない。只た年々巨額の資本を輸出して之を外國に固定的に投下する國に在ても、國內の金融市場の景況に由ては一時短期資金を外國より輸入する場合は多い。戦前の獨逸の如きは外國より相當に多く資本を輸入利用しつゝ、一方には外國事業に投資して其事業に要する機械材料等の注文を引受け、即ち商品輸出の一方法として割合に多くの資本を輸出し、又戦前の米國も歐洲より資本を輸入しつゝ、一方には種々のトラスト其他の大企業が國際的地歩を固める爲めに其事業と關聯せる外國事業に投資する場合もあつた。此の如く資本も或程度までは同時に輸出入せらるゝ場合かないてはないが、大點に於て資本の輸入國と輸出國との區別が存在し、戦前に於ける主要の資本輸出國は英佛獨白であつたが、戦後當分の間は米國が最大の資本輸出力を有し、英國は之に亞くこととなるであらう。我國は戦争中大に資本を増加したやうに見へるが、物價の騰貴を制引すれば其増加は比較的に少なく、又今後國內に於ける資本の需用も増加する。若し戦争中に勃興せし事業の重要部分か幸にして今後順調に發達するならば、我國は今後も外國に資本を固定的に投下するの餘裕は甚た少なく、寧ろ東洋南洋方面に對する輸出貿易に於て比較的長期の信用を興へると云ふ流動的の對外投資を行ふことか一層有利に行はれるであらう。

戦前の佛國に於ては年々の國民貯蓄の大なる部分か外國に輸出せられて國內の事業に投下せらるゝこと少なく、又輸出資本の主なる部分は自國の輸出入を増進して國內産業の發達を助くるか如き外國事業に投下せられるのではなく、外國政府の公債に投下して安全に利息を得ることに費された。是れ佛國の産業發達の爲めに甚た不利なるは勿論、資本の貯蓄か國內の事業を盛んならしめて勞働を需用すること少なき爲め、勞働者は資本貯蓄の利益を受くことか出來なかつた。故に社會政策上よりも無制限なる資本輸出に付て反對か起つた。年々の貯蓄資本の殆んど半はを輸出する英國に於ても亦同様の反對か有力となりつゝあつた。戦後此等の國に於ては資本の供給の不充分なるに對して、恢復事業の爲め資本の需用は増加し、其結果自然に資本の輸出か大に制限せらるゝのみならず、社會政策上より來る資本輸出制限論は益有力となるべく、加ふるに戦後は富者に對する租税の重課か永續的となるのみならず、社會政策上より來る資本家の負擔は一層重大ならんとしつゝあるか、資本の輸出を無制限に許るときは、租税上及社會政策上の負擔を免るゝ爲めに資本の輸出か過度に増加するの危険もあり、従つて資本輸出の制限か益必要となるてあらう

資本を輸出する先進諸國の全體に通して見れば、其輸出資本の主なる部分は直接又は間接に後進國及植民地の未開富源の開發を助くるものであつて、之か爲めに先進國は其の必要とする食物原

料の低廉なる供給を受くると同時に、其工業品の輸出を盛ならしめるのである。故に先進國が資本を輸出することは其經濟の發達を助け、又其勞動者の生活を向上せしむるものである。只た一の先進國より資本を輸出するも、之に由て生ずる上述の利益は必しも其國の收むる所とならずして、他の第三國の收むる所となる場合か起り易い。此の如き結果を生ずることを避けんとすれば、資本を輸出する地方や事業を選擇し、成るべく之を自國の産業の必要とする天然資源の開發に向はしめ、又自國の生産物の最も多く需用せらるゝ地方に之を向はしめて輸出を盛んにするの必要がある。此點より見れば英佛の如きは今後其輸出資本を植民地に向はしめることに一層努力するてあらう。又米國は政治上よりすれば南米及東洋に資本輸出を増加せんとするてあらうか。併し歐洲大陸諸國の恢復には巨大の資本を必要とし、米國資本家の立場より云へば種々の危険を冒して南米東洋に投資するよりも、主に歐洲に對して投資することを一層有利とするてあらう。特に歐洲の恢復に對して必要の物資を最も多く供給し得るものは米國であるが、米國が此物資供給と云へる商業的利益を收めんとすれば、其代金を歐洲に貸付くるの必要がある。故に今後米國の對歐洲投資は貿易と結び付きたる投資となつて特に有利となるてあらう。果して然らば世人の往々信するか如く今後米國の大資本が支那や西比利亞に殺到して有望の利權は盡く其手に落つべしと云ふは、純經濟上の原因より當然に豫想し得る事柄ではない。尙ほ先進國が資本を外國に投

下すれば其元利受取りの繼續的債權を生ずることとなるが、一國か年々繼續的の債權を有するときは、規則正しく外國より必要の物資を輸入する上に大なる利益を生ずる。先進諸國民か其生産及生活に必要な所の食物原料を低廉に外國より輸入する一原因は此の如き對外債權を有する爲めてある。此點より見るも資本輸出は單に資本家をして高き利息を得せしむるに止らず、其程度と方法とか適當であれば、一般の國內産業及國民生活に對しても有利の結果を生ずるのである。從來先進國か後進國の政府に資本を貸付け又は其産業に投資することに由り、後進國に對して政治上の勢力を扶植せんとし、特に投資に由て勢力範圍を作り、恰も領土分割と同様の結果を得ることに熱中し、此目的の爲めに先進國の政府は外に對して有ゆる外交手段を講し、同時に國內資本家に對しては外國投資を奨励し、特に其對外債權か不安に陥るときは國力を以て之を保護することを聲言して投資を奨励した、我國に於ても前内閣時代には對外投資、實は支那投資の爲めに發行する日本興業銀行の債券一億萬圓に對して政府自から元利支拂の保證に立つか如き奨励方法さへも行ひ、以て對外投資力の乏しき我金融界をして強て對外投資を爲さしめんとした。是れ恰も輸出奨励金制度を設けて商品のダンピングを行はしむると同様である。此の如く從來は國力弱くして而も富源の大なる後進國に對する投資は經濟的帝國主義の手段として重要視せられたが、其の非なることは敢て武力的帝國主義の非なると異らぬ。更に之を投資國の經濟上の影響に付て

見るに、本來此種の投資は必ずしも經濟的打算に基かず、寧ろ政治的野心に左右せらるゝこと大なるか爲め、投資國に對して直接に原料供給上又は生産物輸出上の利益を與へざる場合も多く、又幾分か此等の利益を生ずることあるも、一方に於て不自然に過多の資本を國內金融市場より奪ひ去るの不利と相殺するときは別段の利益とならざる場合か少なくない。近來我國に於ても對外投資就中東洋南洋方面に對する投資が非常に重要視せらるゝに至つたが、純然たる國民經濟上の打算よりも寧ろ經濟的帝國主義に基つくものである。是れ恰も從來我國に於て海外移民か國勢發展の有力なる手段として重要視せられたると異らぬ。生産年齢に達するまで人間を養育するには公私多大の費用を必要とするが、此の如く養育せられた者か自國の生産に役立つに及んで突然外國に去ることは、經濟上より見れば通例大なる損失である。假令へ其移民か多少の送金を爲すも到底一國の生産上の損失を償ふに足らない。而も尙ほ國民か移住奨勵の態度を探る所以は主として移住地に對して自國の勢力を扶植せんとするか爲めてあつて、經濟上の損失よりも移住者個人の幸福を希ふか爲めてはない。今後は何れの國も又如何なる方面に於ても、特に我國に直接關係ある東洋方面に於て經濟的帝國主義の手段たる投資の跋扈を制することを必要とする。只た之と同時に豊富なる天然の資源を領有する國は汎く之を外國に對して開放することを必要とする。然らざれば自國の存立に必要な天然資源を有せざる國か手段を撰ますして之を獲得せんとするに

至るは已むを得ない。各國平等の生存權を認めて互に之を尊重することを國際共同生活の原則とする以上は、天然資源の過剩ある國か之を閉鎖獨占する權利の認むへからざることは、尙ほ自國の生存に必要な天然資源を有せざる國か暴力に訴へて之を他國より奪取する權利の認むへからざると同様である

支那が門戶開放を行ふて外資に由り其富源を開發することか支那の平和と繁榮の爲めに必要なことは別に之を論ずることし、茲には諸外國の支那投資か我國の經濟に及ぼす影響に付て見るに、從來支那に相當の外資か入り來れば、假令へ多少の内亂かあつても、尙ほ支那の外國品購買力か強まつて、我國の對支輸出か盛況を呈するに反し、外資輸入か行はれざるときは假令へ支那社會か平穩無事であつても我國の輸出は不振に陥るを常とした。從來の外資輸入の主なる部分は政治上の用途に充てられたのであるが、而も尙ほ我貿易に有利の影響を及ぼすことは上述の如くである。故に若し今後の外資輸入を主として富源開發の經濟的用途に向はしめたならば、其投資に由て生産せられたる原始生産物か輸出せられて、更に大に支那の購買力を増加することか明白である。支那の購買力が増加すれば其増加原因の何たる問はず、其大なる部分は日本品の購買に向けられるのである。我國に綿糸紡織業か基本工業として大に發達するに至つたのは、固より我國の經濟事情に適するからでもあるか、一は隣邦支那か綿製品の大消費者として我製品に有利

の販路を與へる爲めてある。更に支那の富源開發に由て豊富低廉の原始生産物か盛んに輸出せらるゝことゝなれば、之に由て最も多く需用を充たし得る國も亦我國である。價格低廉なる割合に運賃を要すること大なる原始生産物を遠く歐米に運ぶことは特別の場合を除ては不利益である。特に歐米先進國は自國又は其の廣大なる屬領内に豊富なる原始生産物を有する故、支那に依頼するの程度は割合に少ない

左れば支那の富源開發か自國人の力に由ると外人の投資に由るとを問はず、其の主たる販路は之を我國に求むることを必要とする。又我國は工業國として大に發達するにあらざれば到底國民生活の向上を望むを得ないのであるが、我工業の爲めに必要な石炭、鐵、石油、綿花、羊毛、鹽の如き重要原料は一帯帯水の支那より低廉且つ安全に輸入するを利益とする。支那の交通機關か發達して其廣大なる土地か合理的に利用せらるゝことゝなれば、我國の最難問題たる食物問題の解決の如きも容易である。而して我國は支那の富源開發の爲め之に對して規則正しく多大の投資を爲すの餘裕を有たぬが、併し我國の此投資は直接に我輸出を盛んにし且つ原料輸入を利するものであるから、他の方面に對する投資よりも一層有利のものである。只た我國に此投資の餘裕なき以上は、曾て試みられし如く政府の保證に由り強て資本を國內市場より流出せしむることは一般に不利であるから、成るべく況く世界諸國より支那に資本の流入することを助くるを利益と

する。戦後各國は關稅を高くして輸入を排斥するのみならず、其植民地市場を自國に獨占せんとするの形勢があるから、我國の工業に取つて支那市場は一層重要な意義を有することゝなるであらうか、戰爭に由て世界的に資本の不足せる今後に在て、諸外國の支那投資は以前の如く盛んに行はれ難い、従つて我工業品に對する支那の購買力も甚だ不充分となることを恐れざるを得ない。然るに今日は幸に尙ほ銀相場の高き爲めに支那の購買力は相當に大であるか、今後銀相場が下落するに至れば我國の工業は非常の困難に陥るの危険がある。是れ諸外國をして支那に投資せしむることを以て支那及我國の利益とする所以であるか、併し其投資が以前の如く帝國主義實行の手段となるか如き状態を呈することは、今後嚴重に之を禁止せねばならぬ。是れ我國が諸外國の支那投資を奨励し而も其濫用を防止する所の國際的原則を立て、各國を誘導するの必要ある所以である。

二 借款共同制度

支那投資に關して此際是非とも決定すべき支那保全の國際的原則は、支那が其天然資源を汎く外國に對して開放することに對して、諸外國は第一支那に於ける私の投資起業は之を自由とするも、支那政府を相手とする公けの投資に付ては互に單獨行動を採つて競争することを許さず、一の

投資團體を組織して其の正當必要と認めたる借款のみを成立せしめ、此團體は投下資本の用途に付ては共同の監督を行ふこととあり、第二は投資に由り一般文明國の認めざるか如き重大の獨占權又は優先權を獲得して他の競争を排斥することを禁することである。先づ第一の支那政府に對する借款共同の原則に付て見るに、支那の政界の腐敗せるか爲め從來の借款の多くは政客の私腹を肥やし、又は政争の資に濫用せられて眞に支那國民の利益の爲めに費さるゝことは甚だ少ない。併し支那の財政は極度に窮乏して居るから、外國か或程度まで之を援助せされは政府を維持して支那の秩序を保つことか出來ない。又支那の富原開發は成るべく直接に民間の投資起業に由るを得策とするが、併し支那政府をして其局に當らしむることを要するものも少なくない。故に今後支那政府に對して一切資本を貸與へすことは出來ない。然るに之を貸與へるに方つて從來の如く各國か單獨行動を採つて競争するときは、借款の弊を益甚しからしむるのみである。即ち條件さへ有利であれば、假令へ其借款か亡國的のものであつても外國資本家は更に頓着せず、政界の有力者を誘ふて多々益亡國的借款を起さしめ、以て支那の保全を傷くるか如き利權の獲得に努力する。各國民か此の如き借款に付て競争することか支那の政争を益甚しからしむるは勿論、諸外國相互の間に甚しき感情の衝突を生して常に東洋の平和の上に不利を來たさゝるを得ない。同様の例は從來羅亞米利加に於ても屢見る所であつて、例へば或外國資本家か重大の利權を獲得せんとす

るに方り、時の政府か之に反對するときは、外國資本家は直ちに反對の在野黨と結托し、之に資金と兵器とを供給して革命を起さしめ、以て利權獲得の目的を達せんとした。無論各國か借款競争を爲すときは到底其用途を監督して當局の腐敗を防ぐことを得ない。既に述へし如く今後は資本の豊富なる先進國に於ても其産業政策及社會政策上の理由より、資本家一個の利益の爲め其國の資本を濫用することを許ささない。然るに支那政府の借款か支那の爲め且つ世界全體の爲め有効に利用せらるゝことを保障する爲めには、獨り資本貸渡前に其用途の當否を各國共同して公平に判斷することを必要とするのみならず。資本交付後の實際の使用に付ても或程度まで監督せざるを得ないか、此監督も各國共同に由らされは實行するを得ない

借款共同の原則を立てるに付ては其共同の範圍を定めねはならぬ。第一に此共同は支那政府を相手とする借款に關するものであつて、民間事業に對する投資は各國民の自由とせねはならぬ。只た支那政府の保證する民間の借款は政府借款と同一に取扱ふことを適當とする。第二に共同の範圍に付ては理論上苟くも支那政府の借款に應せんとする外國は總て借款團に加入するの權利を認めねはならぬが、事實上今後支那に多額の投資を爲し得る國は米英佛と我國とであるから、協議の進行を容易ならしむる爲め一先つ此四國の共同組織を決定し、後日之に参加せんとする國を生じた場合には直接に其參加を認むるか、又は四個國の中の何れかの一と更に共同して其代表に依

頼せしむることゝするかは、其時に至つて決定するを便宜とする。第三に從來の借款團は獨り政治借款に限り。經濟借款は各國の自由競争に委するの方針を採つたが、此區別を立つことは實際の結果失敗に歸し、特に其失敗の經驗は我國自身の行動に由て起つた。即ち我國は前内閣時代に名を經濟借款に藉りて實際には種々の政治借款に應じ、之か爲めに支那の政争を甚しからしめた。今日支那の排日思想か甚た深刻となり、又歐米の反感の甚しくなつたのも之に原因する所か少なくない。故に予輩も最初は共同制度を政治借款に限るの方針を是認したが、我國自身の行動に由て此區別の覺を得ざることを覺るに至つた。第四に支那の中央政府たるも地方政府たるもを問はず、其政府借款は總て共同の範圍とせねばならぬ。地方借款に付ては各國の自由行動を許すべしと云ふ議論もあるが、併し支那の如く不統一の甚しき國に於て、地方政府に對し各國か自由に資金を供給し得ることゝすれば、借款共同制度は忽ち破壊せられる。特に各國か中央借款に付て自由行動を禁止せらるゝときは、更に其競争の鋒先きを地方借款に轉し、各自に有力なる地方と結托して利權を獲得すると同時に其地方をして中央の政令に反抗せしむるか如き危険を生せざるを得ない。第五に借款は其金額の大小に係はらず之を共同制度に由て處理することを要する。反對論者は百萬圓以内と云ふか如き小借款までも一々借款團の協議にて決定することなれば双方其手數の煩に堪へない。又支那政府の財政は之か爲め細微の點まで外人監督の下に立つことゝな

つて獨立國の實を失ふに至ると云ふてあらう。併し支那の財政は從來紊亂の極に達し日常の收支にも不足を生じて借金に由り其日其日を切り抜けんとするの風がある。故に小借款を各國の自由とすれば財政の不秩序と當局の腐敗と秘密裡に利權を切り賣りするの弊とは容易に矯正せられぬ。元來外國か支那の財政維持と云ふ生産的事業に資本を貸渡すことは甚だ好ましからざることであるが、政府維持の爲め已むを得ず之を貸渡すに方つては、必らず財政の秩序を恢復するに足る確實の計畫を立て、貸渡し、又其借款に對して確實なる擔保を立てしむることも必要である。此の如き方針を採つて貸渡す以上は其金額は無論巨額のものとなるから共同制度に由らねばならぬ。支那にして苟くも國家の獨立を維持せんとすれば、大に財政を刷新緊縮して日常小額の經費までも外債に依らんとするか如き對外依賴心を抛ち、自主自立の計を爲さねばならぬ。我國に於ても日露戰爭後は外債濫興の弊に陥り、國民自から奮つて此弊より脱出することか出來ず、遂に兌換制度の危機に瀕するに至つた。其結果我國の財政か全く世界金融市場に信用を失ふて外債政策か殆んど不能又は極度の不利となつた爲め、漸く戰前に至つて初めて國民も已むを得ず緊縮方針を決意することゝなつた經驗を有して居る。支那をして財政刷新を行はしめんとすれば濫りに外債を起すことを得さらしむるに如くはない。又小借款を各國の自由とするときは一の巨大なる借款を名義上數多に分割するか如き術策を弄して共同制度を破壊するの危険もある。只た支

那政府の小借款にして眞に有望なる經濟事業に向けらるゝ場合もないではないが、腐敗せる支那政府をして自から種々の經濟的事業に手を下さしむることは甚だ不利であつて、此の如きものは直接に民間事業として外資を利用することを要する

借款共同制度に對しては種々の方面に反對があるが、此制度に由て眞に最も多く利益する所の支那及我國に於て最も有力の反對がある。先づ支那に於ける反對の理由は此制度が獨立國の體面を傷くるのみならず、之に由て外國投資者間の競争か止むときは、借款團が獨占的暴横を逞ふするの危険があると云ふのである。此制度に由て支那の自由か制限せらるゝことは、無論獨立國として悲しむべきことであるが、併し從來借款の自由競争か存在した爲めに支那は今日の如く諸強國の資本的帝國主義の活躍する舞臺となり、又支那の宿弊たる政争か益激烈となり、遂に近來は斷へす内亂狀態を演出するに至つたのである。此狀態か永く繼續するときは更に過激主義の宣傳の舞臺となつて支那は全く絶望的の混亂に陥り以て急速に亡國の運命に沈むの危険かないと云はれない。元來支那の傳統的外交策は以夷制夷であつて、一見すれば弱國として探るべき巧妙の政策のやうであるが、其實之に由て惹起されたる列國競争の終局の計算を負擔する者は外國てはなく常に支那自身である。此危険なる政策の根底には支那人の對外依頼心か横つて居るのであるが、此對外依頼心は之を極言すれば賣國的である。支那人に此有害なる依頼心か存する爲め國內の政

争に付ても常に外力援用が行はれ、諸外國より多數の政治的經濟的冒險者が入り込んで支那の混亂を益甚しからしめつゝある。吾人は敢て支那に所謂親日派の存在するを希はさると同時に親米派親英佛派の存在することにも反對する。總ての支那人は支那人派でなくてはならぬ。併し今日の如き支那政界の腐敗と借款自由競争制度とか存在して居る間は此事は到底望まれない。借款共同制度を設くるときは、列國が互に相率制するか爲め、不用不急の借款特に使途の曖昧なる借款を起すの餘地は殆んど消滅する。故に自由借款に由り私を營まんとする腐敗した政客や政黨が共同制度に強く反對するは怪むを要しない

次に我國に於て共同制度に付き反對の強き所以は、我國が廣大なる支那の富源開發に要する巨大の資本を獨り自から供給し、又は少くとも歐米諸大國以上に我國が支那投資力を有すと誤解し、従つて自由競争を許るせば我國が最大の利益を占め得へしと信するか爲めてはない。現に我國では投資力の大なる歐米か支那や西比利亞に投資して巨大の利權を獲得することに不安を懷き、如何にせば之を防止し得へきやに付て常に頭を悩まして居る。特に列國に先んして金の輸出禁止を解除し、以て國際金融の主權者たらんとしつゝある米國の活動に對しては最も大なる不安を懷いて居るのである。最も戦争の初期より予輩が借款共同の原則を主張したるに對し、世人は概ね之を自繩自縛の愚論とし、戦争の爲めに歐米か他を顧るの迫なきに乗し、我國が大に自由手腕を振つて

利權を獲得せねばならぬと論する者も多く、時の政府も此方針を採つて大に運動したが、本來對外投資力の乏しき我國は未曾有の資金豊富を告げたる戦時に於てすら見るべきの投資を爲し得ず、却つて性質不明なる少許の投資を爲した爲めに今日の如く支那人の排日思想を強め、又歐米をして非常の悪感と警戒とを強めしめたに過ぎない。歐米が資本の力に由て東洋方面に帝國主義を實行することを制するか爲めには、我國が率先して公明なる借款共同制度を立て、歐米の自由行動を束縛して東洋の平和に有害なる借款を發生せしめざるの方針を探るの外はない。

我國が歐米と借款競争を行ふて利權獲得に成功するの見込なきに係はらず、世人が借款共同に反對するは後に論するか如く我國の滿蒙及山東の既得權の喪失を恐るゝ爲めてもあるか、一は我國が東洋に於て廣汎なる優越權を有し、政治上及經濟上に歐米を排して自ら利益を獨占し又は先取りするの權利ありと信する爲めてある。東洋の平和に取つて此誤解ほど有害なものはない。世人は通例我國の優越權が最近にも石井、ランシング協約に由り確められたかの如く信するやうであるが、此協約は絶對に我國が他國を排して利益を獨占するの權利を認めたものではない。此點は協約成立の當時既に之を論したのであるが（東亞經濟研究第二卷第一號）要するに東洋の平和就中支那の保全は我國の存立に必要條件であるから、其平和と保全を害する行動を爲すことは即ち我國に敵對するものであることを認めしめたのであつて、我國が積極的に政治上經濟上の利益を

獨占するの權利があると云ふのではない。滿蒙に於ける我か特種の地位も後に論ずるか如く此趣意に基て解釋せらるべきである。我國か東洋に於て自から侵略的行動を爲さると同時に、諸外國の治政的經濟的手段に由る不當の侵略を防ぎ、以て東洋の獨立と平和とを保護するの任務を行ふときは、東洋諸國も衷心より我國を以て其獨立平和の保護者として信賴することとなり、茲に道徳上の優越權を生ずる。而して我國か此重大の責務を行ふか爲めには、一方に國力相當の軍備を有することも必要であらうか、同時に諸強國の經濟手段に由る侵略的行動を防止する爲めに、先づ借款共同制度を設けて之を監視せねばならぬ。世人は通例借款共同制度を設けると云へは我國か歐米諸國に監視せられて自由手腕を束縛せらるゝことと解し、我國か之に由て歐米の資本的帝國主義の跋扈を抑制し監督するものとは考へない。此主客顛倒の解釋は我國民の道徳的勇氣の甚しき缺乏を示すと同時に、一方に於て大膽にも排他獨占を意味する所の優越權主張の意氣込とも甚た矛盾した現象である。併し此事は敢て不思議でない。若しも我國の輿論か眞に正義に熱して一點侵害の念を挟まなかつたならば、我國民は常に東洋人は勿論世界人類一般も我味方であると云ふ確信を有して非常の勇氣を生ずべき筈である。

三 富源開放と勢力範圍の打破

支那投資に關して守るべき第二の國際的原則は投資に由て勢力範圍を作ること禁止することである。勢力範圍なる詞の意義は必しも一定して居ない。或外國か事實上支那の或地方又は或事業に付き他に優るの經濟的勢力を築き上げた場合にも、其地方又は其事業を以て其外國の勢力範圍と稱するを常とするが、此の如き事實上の優勢は不自然に他の競争を排斥して得たものでなく、自他を利する眞の努力に由て得たものであつて之に反對するの必要なく、又條約に由て之を禁止し得べき性質のものでもない。吾人か條約を結ひて禁止せんとする勢力範圍なるものは法制上の事實となつたものを指すのである。即ち或投資起業を爲したることを理由とし一般文明國の通則に反して將來或地域的又は事業的範圍に對し投資起業を爲すの獨占權又は優先權を獲得することを云ふのである。支那の如く國勢の弱き國に於て資本の力に由り自由に勢力範圍を作ることとを認むるときは、事實に於て領土分割と類似する結果を生し、又結局は公然たる領土分割を來たすの危険が多い。勢力範圍を作るの自由か認められて居ては、一方に如何なる領土保全の條約を結ぶも無効とならざるを得ない。是れ支那を保全せんとすれば獨り形式的政治的に領土分割を禁止するのみならず、經濟手段に由る勢力範圍の設定をも禁止するの必要ある所以である。元來諸外國か支那に對しては門戶開放を迫り乍ら、自から支那に入り來つて或地域的又は事業的の排他優先の範圍を作り、即ち或範圍の門戶閉鎖を行ふことは大なる矛盾であつて、又諸外國か支那に於

て相互に機會均等なるべきことを約した主意にも反する。獨占又は優先權と機會均等とか而立せざることは多言を要しないが、元來支那をして其富源を諸外國に開放せしむる所以は支那の爲め且つ世界人類の爲めに其富源を開發することを目的とするからである。然るに或國か一定の勢力範圍を作ることに由り、其國よりも一層早く且つ一層有効に其範圍内の開發事業を經營せんとする他國人に之か經營を禁止することは其實富源閉鎖を許るすものであつて、支那に迫つて門戶開放を行はしめた精神を破るものである。故に支那をして門戶開放を行はしめんとすれば、一方に他國か勢力範圍を作らないと云ふことを當然の條件とせねばならぬ。若し外國か勢力範圍を作ることを主張するならば、一方に於て支那も當然に門戶開放を拒絶するの權利がある

此第二の原則を厲行せんとすれば當然支那に於ける重要な獨占的事業を一二の外國人の經營に委すべからすとの結論を生ずる。事業の種類に由ては自然に獨占的性質を有するものもあり、又事業の成立を保護する爲めには競争を制限して或程度の獨占權を與ふることを必要とするものもある。此の如き獨占的事業は今日の文明國に於ては次第に公有となりつゝあつて、之を私營に委する場合には嚴重なる監督を行ふて不當の獨占利益を貪ることを防止しつゝあるが、支那に於て外人に重要なる獨占業の經營を許るときは、到底支那政府の手に由て必要の監督を行ふを得ざるのみならず、其事業か政治上經濟上に重大の關係を有するものであるならば、自然に外人か政治

的の勢力範圍を作るに至るを免れない。故に外資に由て重要な獨占業を經營せんとする場合には支那政府をして之を經營せしむることを必要とし、従つて其資本も共同借款制度に由り之を調達し使用することを必要とする。而して支那の富源開發上最も重大の關係を有する貨幣制度改革の事業及交通機關就中鐵道の經營は何れも獨占的の重大事業であるから、共同借款團の監督の下に支那政府をして之に當らしむることを必要とすることは曾て論じた所である。支那の幣制改革に付ては近く昨年本誌に於て之を論じたが、目下講和會議に於ける重要問題となつて居るのは鐵道問題であるから、以下之に關して少しく臆見を述べることとする。

廣大なる支那の内地には天然河川の外に道路なしと云ふも不可なき有様であるから、其豊富なる天然資源を開發するには交通機關就中鐵道の敷設を必要とするが、今日まで鐵道の發達の甚た不充分なるは一は鐵道を敷設するも之か警養線たる道路の存在せざるか爲めてあり、従つて今後は鐵道敷設と同時に其警養線として自動車輸送道又は人車軌道の如き輕便有効なる交通機關の建設をも必要とするのであるが、此外支那の鐵道の發達を妨ぐる原因として、一方には支那人か外資外人に之を許るときは勢力範圍を作ること恐れて反對し、他方には諸外國か過去に於て自ら建設し、又は借款關係を結へる鐵道に對して聯絡を有し若くは之と競争關係を有する所の新線を敷設することに對し、各自に優先權を主張して他の行動を妨害し、従つて今日支那の何れの方

面に於ても多少有望の鐵道を敷設せんとすれば、必らず何れかの國が優先權を主張して之に反對するか爲めてある。各國が勢力範圍を作ることか支那の富源を開發せしめて之を閉鎖する所以となるの事實は鐵道の場合に於て最も有力に證明せられつゝある。故に目下日英米佛の間に進行しつつある借款共同問題と同時に、鐵道敷設に對する各國の優先權を總て支那に還付し、共同借款に由て之を經營すべしと云へる協議は、予輩の熱心に其成立を希望する所であるが、更に目下の協議は獨り新線敷設を共同借款に由ることゝするに止まらず、既設の鐵道に付ても支那と四個國との共同管理を行ふべしと云ふ意見も起つて居る。從來外人の建設經營せる鐵道の外に外債に由る支那政府の鐵道も多くは債權國の技術者監督者か其經營に幾分參加して居る。是れ一は債權保護の爲め已むを得ざる所であるが、併し一の鐵道に對して或は特定の外國のみか其經營に參加するときは、假令へ支那政府か其經營主體たる場合と雖も、支那の國力弱く且つ官紀の廢頽せる爲めに、其外國か不當の獨占的勢力を振ふの危險がある。少くとも人をして此の如き懸念を懷かしめ、其結果支那に於ける列國の關係を險惡ならしむるを免れない。故に苟くも外人か鐵道の經營に關係する以上は、或一國のみか之に關係することを止めて、共同參加を行ふことか、支那の保全と平和の維持の爲めに得策である。此共同參加を如何なる程度のものとするべきか、支那政府に經營せしめて外國は之に共同監督を行ふに止むべきや、又は外國か支那政府と共に其經營に參加すべ

きやの問題か起る。此問題を決するに付き吾人は成るべく支那の體面を尊重せねはならぬが、併し支那自身も此問題に付ては幣制改革問題と同しく大に反省せねはならぬ。支那人は事業經營に付て尙ほ大に諸外國に劣れるのみならず、官紀の廢頽せる爲め官業の收支に付て甚しき不正か行はれ特に官營鐵道の如く巨大の收入を生ずる事業は或一二の黨派の金庫の如き姿を呈し、以て政争の弊を甚しからしめつゝある。諸外國は此の如く濫用せらるゝ爲めに支那に貴重の資本を提供することは産業及社會政策上忍ひ難き所であるのみならず、外資に由る官業收入は其債權の擔保として安全に保管せらるゝことを要求するの必要がある。故に一先つ外國監督の程度を相當に強くして置き、支那官界の漸次秩序立つに従ふて之を緩める方法を採ることを穩當とする

鐵道經營上外人の關係を有するものは既設未設に係らず總て之を共同の監督又は管理の下に置くことか支那を保全し且つ投資の目的を達するに必要であるとすれば、我國の關係を有する滿蒙及山東鐵道に付て例外を認むべきものなりや否やの問題か起るのであるが、滿蒙と山東とは此點に付て區別することを必要とする。我國が從來滿蒙に對して或優越權を有するの理由如何に付ては我國の意見か必しも一致して居ないやうであるが、卑見に由れば我國の優越權なるものは素と外國の侵略に對して支那を防衛保全し、以て我國自身の存立を安固にする爲め我國か負擔する所の任務を行ふに必要とする範圍及程度に存在すべきものである。今假りに滿蒙を中立として歐

米諸強國か我國と共に之を保證するの條約を結んだとしても、一朝此地方に對し外國の侵略か起つた場合に、國運を賭して之を防衛せざるを得ざる地位に立つものは獨り我國のみであつて、他の諸國は滿蒙の安否か直接に自國の生存に關係を及ぼすか如き地位に立つて居るものではない。我國か此の如き滿蒙防衛の大責任を果たす爲めには之に必要な權利を有せねばならぬ。此權利たるや他國を排して自から利益すると云ふ侵略的のものではなく、我國の責任執行上當然に必要とする範圍程度のものでなくてはならぬ。此見地よりすれば日露戰爭の結果として條約上現に我國か享受しつゝある權利、即ち滿蒙に於て相當の租借地を有し、又防備遂行の爲め最も必要とする所の鐵道及附屬事業の經營に關する權利を有することは當然であるが、其以外には政治上經濟上何等の排他優先の權利かない。世間往々滿蒙に於ける我權利は血を流して獲得した當然の結果であるると主張する者もあるが、若しも血を流して獲得したとか當然に權利を生ずるものであつたならば、如何なる侵略的行動も正當の權利を生ずることゝなる。我國の權利は決して此の如く不純なものではなくて神聖なる義務の遂行に伴ふものである。

以上の見解は從來予輩の屢公けにした所であるが、歐洲戰爭に由り世界の形勢の一變した今日に於ても尙ほ同一の見解よりして我國の滿蒙に於ける特種の地位か是認せらるべきものなりや否やの問題か起る。此問題に直接の關係を有する世界形勢の變化と云へば主に露國の國情の一變と國

際聯盟の成立とであるが、先づ露國の形勢の一變に付て見るに、成程目下の露國は過去の露國と甚しく異つて居るが、併し何人か見るも今日の露國の形勢は經過的のものであつて、今後建設せらるべき露國か如何なるものとなるべきやに付ては全く豫想するを得ない。只た動かすへからざるの一事は露國をして歐洲方面に全く自由なる海洋の出口を失はしむるときは極東に於て之を求めんとすることか獨立國民の發展に伴ふ自然の勢である。其の然る所以は目下の講和會議に於てフューメ及ダンチツヒか難問題となつて居る事實を見るも明かであらう。露國民か眞に平和を愛する國民であるならば、其の極東に於て不凍港を求むるの必要あることか必ずしも吾人をして戰慄せしめないのてあるが、過去の露國か甚だ侵略的であり、特に其國民の性格が經濟的ならざるよりして其要求を貫く爲めには常に武力に訴ふるの傾向ありしは勿論、目下の露國を代表するものと認むべき過激派の態度を見るも、國力に由て過激主義を世界に宣傳することを其使命とし、現に列國との國交を破ふり敵對の地位に立ちつゝあつて、其戰鬥的意氣は頗ふる旺盛である。又過去に於て露國か極東侵出策を採つたことに付ては獨逸との結托が大關係を有するが、今後の獨逸か如何に成り行くべきかを豫想することも困難である。現に講和會議に於ても獨逸か再び侵略的行動を探るの危険を豫想して非常に苛酷なる講和條件を之に強制しつゝあるてはないか。或は國際聯盟か成立して世界の平和を保障せんとする今後に在ては、我國も支那も滿蒙に對しては最早や意を安んじて可なりとの論も起るであらう。予輩も國際聯盟か眞に之の平和を保障するの機關と

なることを衷心より希望する者であるが、併し目下の聯盟計畫の組織と原則とは甚た不完全なものであり、特に世界の平和攪亂原因の最も大なる經濟上の交通に付て公正なる原則を定むることを殆んど閉却し、現に各國互に經濟的帝國主義の實行に熱中しつゝあるのである。故に我國は今日直ちに此國際聯盟に對して自國の存立を託することは出來ない。加之聯盟支持者たる英米佛にして眞に聯盟の威力を信するならば、獨逸の侵略主義の再起を恐れて之に苛酷の條件を課するの必要もない筈である。又米國大統領は最も熱心なる聯盟主張者と認められて居るが、若しも米國にして聯盟の威力に充分の信用を置くならば、外國の侵略に對して羅甸亞米利加の獨立を保護することを目的とするモンロー主義なるものは何等の必要なきに係はらず、米國は聯盟規約の中に文明を以てモンロー主義を認むる規定を掲ぐることもさへも主張し、以て飽くまで此主義を勵行せんとしつゝあるを見れば米國自身も決して此聯盟に充分の信用を置かざることか明白である。此の如く聯盟の支持者自身か不安を感じ乍ら、獨り我國に對して之を信用すへしと云ふの不當なるは勿論である。此等の事情を考ふるときは、我國の滿蒙に於ける特種の地位は支那の爲めにも我國の爲めにも未だ輕々に之を抛つことを得ない。吾人は今後國際聯盟を理想的に改造發達せしむると同時に、本論に述へし如く支那保全の大原則を樹立することに由り、東洋及世界の平和を維持しつゝ支那の自立自衛の力を養ひ、更に滿蒙の經濟界に對しても英米諸大國を誘ふて之に強き利害を感せしめ、従つて滿蒙の安全に對して此等諸大國の熱心なる援助を生せしめ、以て一日も早

く我國の滿蒙鐵道に對する優越權の主張を不必要ならしむるの狀態に達せねばならぬ。此優越權は必要止むを得ざるものであるとは云へ、苟くも之を存續する限りは眞に日支親密の實を擧ぐることは至難の業である

次に山東鐵道問題に付て見るに、我國が眞に支那保全の大原則を確立して列國に之を守らしめんとすれば、我國自身か不當の侵略的行動を採るへからざることは多言を要しない、滿蒙に關しては支那保全の責任を完ふする爲めの必要より或範圍の優越權を有することゝなるのであるが、滿蒙の如く外國と接壤して其侵略に暴露せらるゝことなき支那本土の一部たる山東に付ては決して滿蒙の場合と同様の理由を以て優越權の享有を主張するを得ない。最も山東鐵道は滿蒙鐵道の如く我國が單獨に之を支配するのではなく、主權者たる支那政府と共同に經營するのである。故に支那が我國を信用し、又世界諸國が支那と我國とに信用を置くに於ては、我國が之を自己の勢力範圍として濫用することを恐るゝの必要はないが、此の如き信用の存在しない爲めに問題が起るのである。假りに地を代へて英又は米が支那の首府に迫り其咽喉を扼するか如き或重要な鐵道を支那政府と合辦にて經營することゝなつたならば、我國は必らず英國又は米國が勢力範圍を作つて支那保全を危ふするものと認め飽くまで之に反對するに相違ない。我國が眞に支那保全を以て我國の天職なりとする以上は、我國自身か今日の如く山東に於ける獨逸の侵略的利益の相續人たることを主張してはならぬ。特に我國が此際山東に對する獨逸の相續人たることを主張するとき

世人は必らず滿蒙に對する我權利の主張をも之と同一視するに至り、之か爲め滿蒙に於ける我特種の地位を薄弱ならしむるを免れない。固より我國か山東鐵道を共同の監督又は管理の下に置くことを承認するの條件としては、前に述へし如く借款共同制度を設けること、我滿蒙鐵道の場合を除き其他の支那鐵道にして外人の關係を有するものは盡く山東鐵道と同様に共同監督又は管理の下に置くこと及之に對して支那か其富源を汎く世界に開放することである。我國民か山東に對して執着する所以の一は、我國か國家の獨立に必要な鐵石炭に乏しき爲め、山東鐵道沿線の此等の富源に對する權利の獲得を重要視するか爲めてある。故に支那は是非とも其富源の開放を行はねばならぬ。元來天然資源を汎く世界に開放することは支那一國の守るべき責任でなく、世界各國の守るべき原則であつて、國際聯盟か此原則を確立せざることか甚しき誤ちであることは曾て本誌に論じた如くであるか、今日各國か未だ此開放を行ふに至らざるに獨り支那に對して之を責むるは一見不公平なやうである。併し此開放は其實支那自身の爲めに最も必要である。此事は既に種々の機會に於て之を論したが、其事柄か重大であるから更に他日本誌に於て之を論じて見たい。只た茲に一言すへきは外國か支那に入り込んで勢力範圍を作つて居る限りは、支那人か門戸開放に付て根本的に不安を懷かざるを得ない。又此開放は世界各國の守るべき原則とすることを要するものであるから、吾人は今後之を國際聯盟の最も重要な原則とすることに飽くまで努力せねばならぬ